

○茨城県立医療大学附属病院医療情報管理委員会要綱

(平成8年12月1日第8回病院幹部会)

改正 平成10年7月6日 平成15年5月12日

平成18年6月12日 平成19年4月9日

平成26年6月16日 平成29年7月3日

平成30年6月18日 令和3年2月15日

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院医療情報管理委員会（以下「委員会」という。）関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部長
- (2) 診療部医師1名
- (3) 看護部看護師1名
- (4) リハビリテーション部各科長
- (5) 医療技術部薬剤科長及び栄養科長
- (6) 病院管理課（医事担当及び診療情報管理士）
- (7) 医療大学教員（情報科学担当）
- (8) 病院長が指名する教員
- (9) 総務課（情報担当）

2 委員の任期は2年間とし、再任は妨げない。

(委員会の所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる所掌事項を協議する。

- (1) 医療情報システムの運用管理、改善、開発等に関する事。ただし、新医療情報システム検討委員会の掌握事項は除く。
- (2) 診療録等の整理及び保管に関する事。
- (3) 診療録等の閲覧及び貸出しに関する事。
- (4) 医療情報処理、診療録等に関わる教育研究支援に関する事。
- (5) 病院業務から生じる帳票・伝票等の廃棄時の機密保持に関する事。
- (6) 医療情報室の管理に関する事。
- (7) 適切なコーディング（適切な国際疾病分類に基づく適切な疾病分類等の決定をいう。）に関する事。

(医療情報室の定義)

第4条 茨城県立医療大学附属病院2階にある医療情報室、閲覧室、コンピューター室、SE室、病歴士室を総称して医療情報室と呼称する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、診療部長をもってこれに充てる。

2 委員会には委員のうち互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長を務める。

2 委員長は、必要があると認められる場合は、委員会に関係する職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員長が指定した委員は、茨城県立医療大学情報システム部会の求めに応じて同部

会に出席し、大学情報システムの運用の調整に努める。

(議事録)

第7条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(付置会議)

第8条 医療情報システムの管理運用を円滑に行なうために、委員会の付置会議として、医療情報システム部会を設置する。

(診療録の管理)

第9条 診療録の管理に関して、細則を別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年12月1日から施行し、同日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。